

議案第67号

入間市森林環境基金条例

条例 別記のとおり

令和元年8月29日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、基金を設置したいので、この案を提出するものである。

入間市森林環境基金条例

(設置)

第1条 市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、入間市森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。